

中華人民共和国王毅国務委員兼外相発言に対する意見書

南西諸島はじめ日本の海洋権益を守るため、日夜業務を遂行されている海上保安庁・水産庁及び関係者の皆様に感謝申し上げます。

中華人民共和国の王毅国務委員兼外相が、11月24、25日に来日し、菅首相や茂木外相と会談を行った。

日中外相会談後の記者会見で、日本側から尖閣諸島周辺海域での中国海警局船の自制を求めたことに対し王毅国務委員兼外相は、「ここで1つの事実を紹介したい。この間、一部の真相が分かっていない日本の漁船が絶えず釣魚島（＝尖閣諸島の中国名）の周辺水域に入っている事態が発生している。中国側としてはやむを得ず非常的な反応をしなければならない。われわれの立場は明確で、引き続き自国の主権を守っていく。敏感な水域における事態を複雑化させる行動を避けるべきだ」と発言した。

しかし、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、王毅国務委員兼外相の発言は、尖閣海域における日本漁船の操業の権利を侵害するものであり断じて容認できない。

1919年（大正8年）冬、中国・福建省の漁船が尖閣沖で遭難して釣魚島に漂着した際、日本人住民は中国漁民男女31人を救護し、当時の中華民国駐長崎領事は翌1920年（大正9年）5月に感謝状を贈ったが、そこには「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」と記されている。

また、尖閣海域は、昔から非常に良好な漁場として本市漁業従事者の安定経営に大きく貢献してきたが、この10年近く中国が唱える領有権問題で、危険性を考慮し、多くの漁船が同海域において操業を控えている状況が長期間続いている。

中国海警局船の尖閣領海内や接続水域で操業する日本漁船に対する威嚇ともとれる追尾・接近や水域航行は令和2年1月1日から11月30日までに日数で311日、延べ隻数で1,091隻となり事態はより深刻化している。

よって本市議会は、中華人民共和国の王毅国務委員兼外相の尖閣諸島に関する発言と提案及び日本漁船の正当な漁業活動への侵害を繰り返す中国海警局船の活動に対し厳重に抗議することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月24日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣

中華人民共和国王毅国務委員兼外相発言に対する抗議決議

中華人民共和国の王毅国務委員兼外相が、11月24、25日に来日し、菅首相や茂木外相と会談を行った。

日中外相会談後の記者会見で、日本側から尖閣諸島周辺海域での中国海警局船の自制を求めたことに対し王毅国務委員兼外相は、「ここで1つの事実を紹介したい。この間、一部の真相が分かっていない日本の漁船が絶えず釣魚島（＝尖閣諸島の中国名）の周辺水域に入っている事態が発生している。中国側としてはやむを得ず非常的な反応をしなければならない。われわれの立場は明確で、引き続き自国の主権を守っていく。敏感な水域における事態を複雑化させる行動を避けるべきだ」と発言した。

しかし、尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、王毅国務委員兼外相の発言は、尖閣海域における日本漁船の操業の権利を侵害するものであり断じて容認できない。

1919年（大正8年）冬、中国・福建省の漁船が尖閣沖で遭難して魚釣島に漂着した際、日本人住民は中国漁民男女31人を救護し、当時の中華民国駐長崎領事は翌1920年（大正9年）5月に感謝状を贈ったが、そこには「日本帝国沖縄県八重山郡尖閣列島」と記されている。

また、尖閣海域は、昔から非常に良好な漁場として本市漁業従事者の安定経営に大きく貢献してきたが、この10年近く中国が唱える領有権問題で、危険性を考慮し、多くの漁船が同海域において操業を控えている状況が長期間続いている。

中国海警局船の尖閣領海内や接続水域で操業する日本漁船に対する威嚇とともられる追尾・接近や水域航行は令和2年1月1日から11月30日までに日数で311日、延べ隻数で1,091隻となり事態はより深刻化している。

よって本市議会は、中華人民共和国の王毅国務委員兼外相の尖閣諸島に関する発言と提案及び日本漁船の正当な漁業活動への侵害を繰り返す中国海警局船の活動に対し厳重に抗議する。

以上、決議する。

令和2年12月24日

糸 満 市 議 会

あて先：中華人民共和国国家主席、中華人民共和国外相、中華人民共和国駐日本
国特命全権大使